

## 愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県動物愛護センター（以下「センター」という。）が管理するホームページ（以下「センターホームページ」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主（センターホームページに広告を掲載できる者をいう。以下同じ。）の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告は、センターホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、センターが別に定める。

### (広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容等については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。なお、広告主が指定したリンク先及びセンター所長が広告主が指定したリンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

### (広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、センターが別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

### (広告掲載の申込み等)

第6条 広告主はセンター所長に対し、別紙様式により広告掲載の申込み等を行うものとする。また、掲載中の広告の内容の追加・変更等を行う場合も同様とする。

### (広告主の選定)

第7条 広告主は、市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）にて公募し、選定する。

2 前項で設定価格による選定に関し必要となる事項は、愛媛県動物愛護センターホームページ広告募集要項で定める。

#### (広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日にあたる場合は、センターが別に定める。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日（前号に掲げる日を除く）

#### (広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載は、県のホームページという性格上、地域性、公共性の高い広告を優先させるものとする。

#### (広告の作成及び提出)

第10条 掲載する広告は、広告主が第4条及び第5条の規定に従い作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は作成した広告を当該広告掲載開始日から起算して10日前の日までに、センターが指定した場所に提出するものとする。
- 4 センターは、前項の規定により提出された広告の内容等が第4条及び第5条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

#### (広告掲載の方法)

第11条 センター所長は、前条の規定により提出され、承認を受けた広告を原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに掲載するものとする。

- 2 センター所長は前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

#### (広告内容等の修正)

第12条 センター所長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

#### (広告内容等の変更)

第13条 広告主は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更する

ことができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、センター所長にあらかじめ協議するものとし、第10条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の修正については、第12条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第14条 センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある若しくは誤りがあると判断したとき。
- (2) その他、広告の掲載を継続することが適当でないとセンター所長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面によりセンター所長に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までにセンターに届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により県及び第三者に侵害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月13日から施行する。

## 別紙様式

## 愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載申込書

年 月 日

愛媛県動物愛護センター所長 様

広告掲載申込者

住所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

電話番号

愛媛県動物愛護センターホームページへの広告掲載について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載要領を遵守の上、次のとおり申し込みます。

広 告 掲 載 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	※原則、月単位とする。
バナー広告 の 内 容	画像形式：	データ容量： (注) 画像案を添付のこと
リンク先の 内 容		
リンク先の U R L		
確 認 欄	1. 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法（食中毒）、JAS法などの関係法令 ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 （「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。）	
	(はい いいえ)	
	2. 過去2年間に愛媛県から入札参加資格停止措置又は利益処分を受けていない。 （「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入して下さい。）	
	(はい いいえ)	
	3. 消費者金融、たばこ、ギャンブル（宝くじを除く）、法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。	
(はい いいえ)		
4. 暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。		
(はい いいえ)		

〔本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告の表示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。〕

※広告の表示基準等については、裏面を参照

## 広告表示等のチェックリスト

区分	根拠	チ エ ツ ク 項 目	確認欄
	【広告事業実施要綱】	<p>○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの</li> <li>(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>(4) 政治性又は宗教性のあるもの</li> <li>(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの</li> <li>(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの</li> <li>(7) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの</li> </ul>	
表 示	【表示基準】	<p>○次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの</li> <li>(2) 責任の所在が不明確なもの</li> <li>(3) 内容が不明確なもの</li> <li>(4) 事実と異なる内容を含むもの</li> <li>(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの</li> <li>(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)</li> <li>(7) 美観風致を害するおそれがあるもの</li> <li>(8) 国内世論が大きく分かれているもの</li> <li>(9) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの</li> <li>(10) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの</li> <li>(11) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの</li> </ul>	
	【掲載広告要約】	○個人の氏名広告は掲載しない。	
広 告 欄	【基準表示】	○広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。	※県が表記するため不要

※確認欄に、問題がない場合は○を記入してください。